

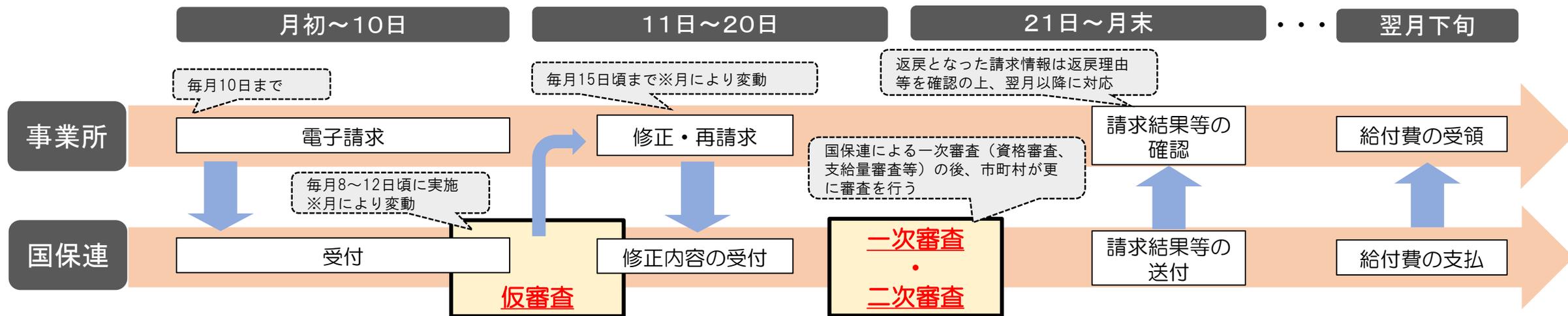
介護給付費等の請求に係る 留意事項について

平成30年11月29日

障がい福祉課 給付管理係

SAPPORO

1 国保連請求の流れ等



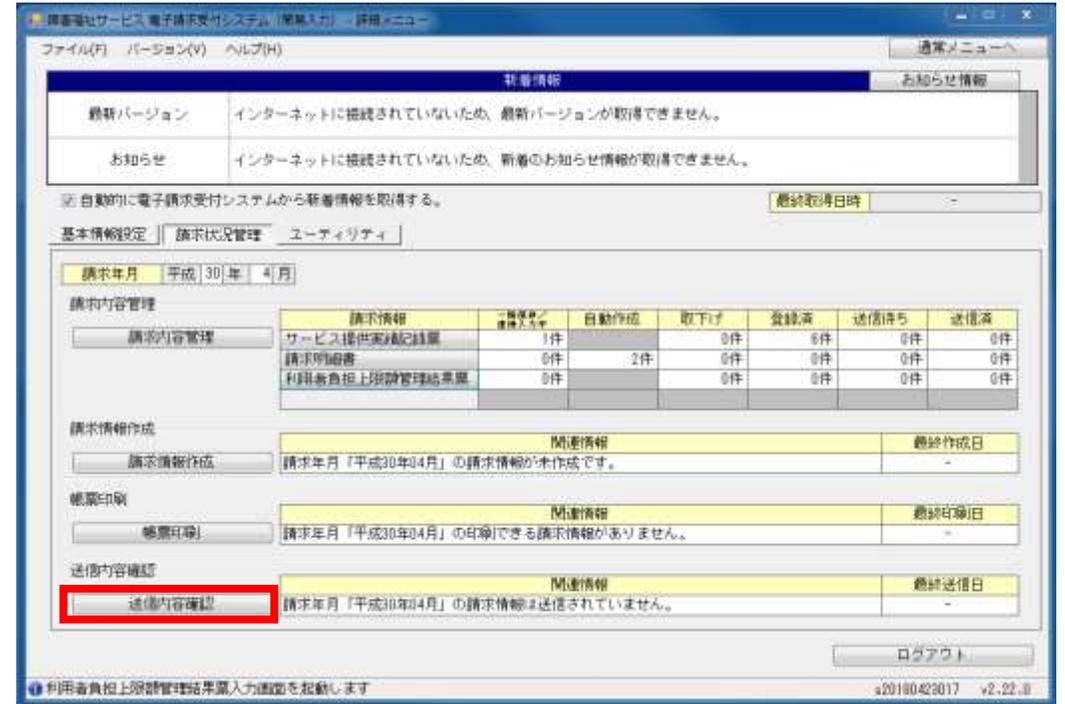
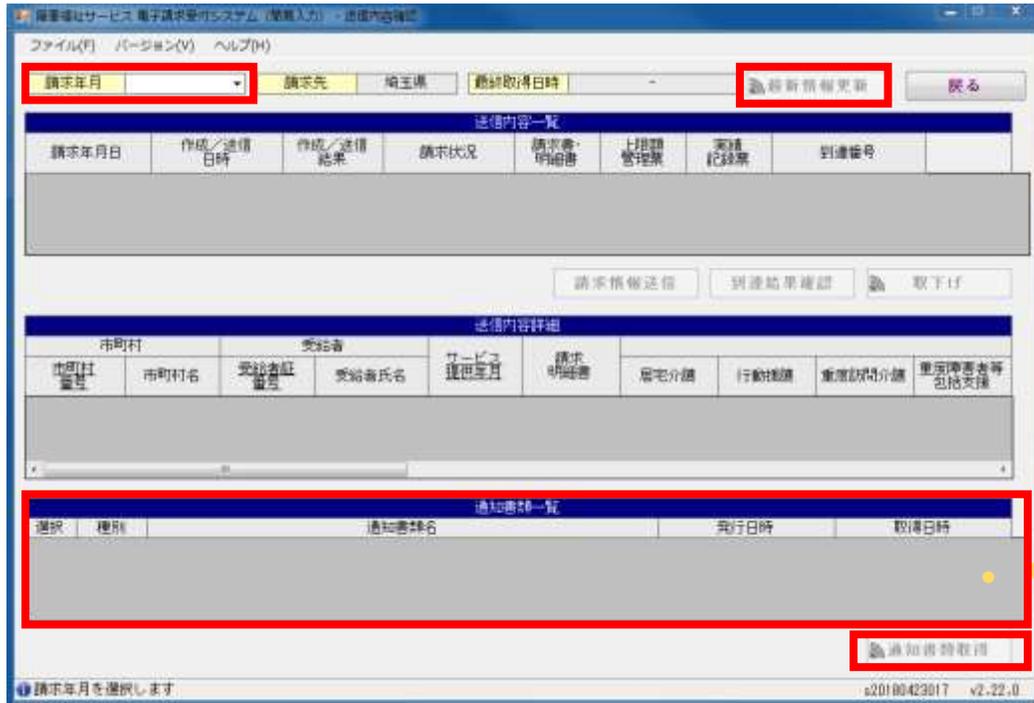
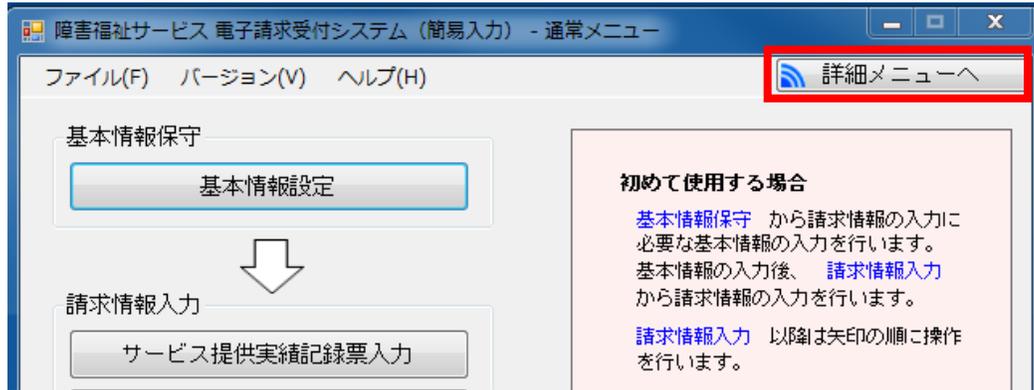
仮審査・返戻時の対応について

- 仮審査でエラー・警告が生じた場合や請求が返戻となった場合は、国保連から通知（**仮審査結果処理票や返戻等一覧表**）が提供されますので、電子請求受付システムからご確認ください。通知書類は取得から3ヶ月を経過しますとシステムから削除されますので、ご注意ください。
- 請求情報の修正期間や仮審査の日程は月ごとに変動します。請求に関するスケジュールについても電子請求受付システムから毎月ご確認ください。

給付費の請求事務について、必ず国保連からの通知等を事前にご確認ください。支給決定情報に関連したエラー（E G **）等で不明な点がある場合は、各区役所又は札幌市障がい福祉課にお問い合わせください。

※ 請求情報の修正方法はシステムマニュアル等を参照し、各ソフトのメーカーにお問い合わせください（「簡易入力V2」の場合は、電子請求ヘルプデスク）。

2 国保連からの通知の取得方法



3 仮審査処理結果票の確認方法

主な確認箇所について

- ① 対象者の基本情報を確認
 - ⇒ サービス提供年月、市町村番号、受給者証番号に誤りがないかを確認してください。
- ② エラーコード・内容を確認し、エラー又は警告となった原因の概要を確認
- ③ 項目名称、項目値、補足を確認し、エラー又は警告となった直接の原因を確認
 - ⇒ 項目名称、項目値、補足欄は、誤りがある箇所の具体的な内容が記載されています。
 - ⇒ 内容、項目値から、修正が必要な箇所を特定し、請求内容を修正してください。

① サービス提供年月、市町村番号などを確認

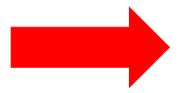
② エラーコード等から原因の概要を確認

■エラー内容欄の先頭一桁に表示される記号
 「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」
 ⇒「★」の警告については、平成30年11月請求分（10月提供分）より、警告からエラーに移行

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード			項目名称1	項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード			項目名称2	項目値2	補足2
② 明	EG**	③ ※資格：*****					
① 平成30年4月	011015	請求明細書	46	契約	契約終了年月日	20190331	
	*****				③		

※種別：請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

③ 項目名称等から直接の原因を確認



修正が必要な箇所を特定し、請求内容を修正

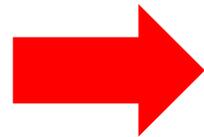
4 仮審査処理結果票の具体例①

EG28:※資格:請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

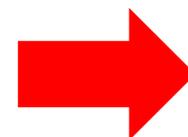
- エラーコードがEGから始まるものは、各利用者の支給決定に係るエラーです。
- 請求内容と支給決定の内容に相違がある場合に発生します。
- 請求内容と支給決定の内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は修正してください。
- 一致している場合は、支給量変更の有無を確認してください。

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード			項目名称1	項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード			項目名称2	項目値2	補足2
明	EG28	資格:※資格:請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています					
平成30年4月	011015	請求明細書	11	契約	契約支給量	02000	

契約支給量が「02000」
⇒ 契約支給量20時間が
支給決定量を超えている



受給者証の支給決定
内容を確認



支給決定内容に合わせて請求内
容を修正

- 生活介護、自立訓練、就労系サービスについては、平成30年4月提供分の請求から契約情報レコードの設定が必須となりました（平成30年4月以前は決定支給量と契約支給量が異なる場合のみ設定必要）。
- 日中活動系サービスの請求において、契約情報を原則の日数として請求を行った場合、月の途中から新たに支給決定を受けた利用者や、月の途中で支給決定が廃止になった利用者について、仮審査にて警告が発生することがありますが、支給決定量を超えて請求を行っているなど、請求の誤りがなければ請求情報の修正を行う必要はありません。

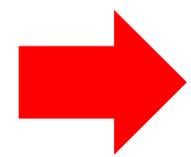
5 仮審査処理結果票の具体例②

PB22: 事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません

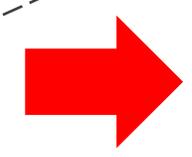
- エラーコードがPBから始まるものは、主に事業所の体制加算に係るエラーです。
 - 請求内容と届出した内容に相違がある場合に発生します。
 - 請求内容と届出した内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は請求内容を修正してください。
 - 一致している場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。
- ※ 月途中で加算の内容を変更した場合、必ず警告が出ますので、請求内容が正しい場合は対応不要です。

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード		項目名称1	項目値1	補足1	
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード		項目名称2	項目値2	補足2	
明	PB22	※受付：事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません					
平成30年4月	011015	請求明細書	45	明細	サービスコード	456710	就継A処遇改善加算II
	*****	事業所台帳	45	サービス	福祉介護職員処遇改善加算キャリアパス区分	6	I

サービスコードが456710
⇒ 処遇改善加算II



届出している内容は処遇改善加算I型



届出した内容に合わせて、請求内容を修正

事業所台帳…国保連合会に登録されている事業所の情報（市町村に届出している内容）

6 返戻等一覧表の確認方法

主な確認箇所について

- ① 対象者の基本情報を確認
⇒ 証記載市町村番号（市町村名）、受給者証番号、サービス提供年月に誤りがないかを確認してください。
- ② 種別を確認し、返戻となっている対象を確認
⇒ 返戻等一覧表の最下部にある種別の説明欄と照らし合わせて、返戻となっている対象を確認してください。
⇒ 請求明細書が返戻となっている場合は、原則、入金されませんので、再請求が必要です。
- ③ エラーコード・内容を確認し、返戻となった原因を特定
⇒ エラーコード：PP19は、請求明細書が返戻となった場合に付随して出るものであり、PP19からはエラー原因の特定はできませんので、請求明細書のエラーコードと内容から原因を特定してください。

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サービス種類	単位数
EG**	① 011015	札幌市中央区	*****	サッポロ タロウ	① 平成30年4月	② 明	22	11,111
	③ *****							
PP19	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ タロウ	平成30年4月	サ	07	
実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません								

PP19は考慮不要

①証記載市町村番号
などを確認

②種別から返戻対
象を確認

③エラーコード・内容から、返戻
の原因を特定

請求内容を修正し
て、再請求

※種別：請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

7 返戻等一覧票の具体例

ED01: 該当の請求情報は既に支払確定済です

- 既に支払が行われている利用者について、再度請求を行った場合に発生します。
- サービス提供年月を誤って請求していないかなどを確認してください。
- 既に支払が行われているものの内容を修正したい場合は、別途過誤の手続きが必要です。

EC01: 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

- 同一月に、同一の利用者の請求を2回送信した場合に発生します。
⇒ 主に、請求取下が正しく行われていないことが原因です。
- この場合、1回目に送信した内容が審査され、2回目に送信した請求は返戻として処理されます。
- 同一の利用者において、請求明細書に係るエラーコードがEC01のみの場合、1回目の請求内容で入金されます。

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サービス種類	単位数
EC01	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ ㊦㊦	平成30年4月	明		11,111
	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています							
EC01	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ ㊦㊦	平成30年4月	サ	17	
	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています							
EG13	011015	札幌市中央区	*****	サッポロ ㊦㊦	平成30年4月	明	46	
受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません								

請求明細書に係るエラーがEC01以外にもある場合は、再請求が必要

8 サービスの重複請求について①

日中活動サービスの同日請求について

- 日中活動サービスについては、1日あたりの支援に係る費用が包括的に評価されていることから、1人の利用者に対し、同一日に複数の日中活動サービス事業所が報酬を算定することはできません（本体報酬と欠席時対応加算の同日算定含む）。以下のような例の請求があった場合、片方の事業所の請求は返戻となるほか、利用実態の確認ができない場合には両事業所とも返戻とする場合があります。

例①：午前中にA事業所、午後にB事業所を利用し、両事業所から請求があった場合。

例②：1人の利用者が同一日にA事業所、B事業所に利用予定をいれておき、結果的にA事業所を利用し、B事業所には欠席連絡をしたため、A事業所から通常の報酬請求、B事業所から欠席時対応加算の請求があった場合。

同一時間帯請求について

- 日中活動サービス事業所において、開始時間と終了時間を一律にして入力するなど、正しく入力されていない例が散見されます。実際の支援時間を正しく入力していない場合、他事業所と請求が重複し、同一時間帯請求のエラーが発生する要因にもなりますので、入力にあたっては、実績記録票における支援時間をよくご確認の上、実績に基づき入力を行ってください。以下のような例の請求があった場合、基本的には、片方の事業所は返戻となります（場合によっては、両事業所とも返戻となります）。

例：日中活動サービス事業所Aのサービス提供時間：10:00～16:00
訪問系サービス事業所Bのサービス提供時間：15:00～16:00

15:00～16:00
の時間帯が重複

※ 日中活動サービスは自宅以外の場所、訪問系サービスは自宅内の利用が基本ですので、これらのサービスについて同一時間帯に提供されることは基本的に想定されません。また、訪問系サービス同士における同一時間帯の請求も、基本的には想定されません。

※ 行動援護や同行援護等を日中活動サービス事業所へ通所するために利用することはできませんのでご注意ください。

9 サービスの重複請求について②

重複請求に係る留意事項について

- 重複請求を防ぐため、請求の際は、特に下記の点にご留意ください。
 - ・ 実績記録票のサービス提供日やサービス提供時間の記録に誤りがないか。
 - ・ 請求情報を作成する際の入力内容が、実際の内容と異なっていないか。
 - ・ 送迎の時間をサービス提供時間に含めていないか。

- 重複請求により返戻となった場合は、他事業所との契約状況を確認のうえ、原則、事業所間で重複する内容（日にち・時間など）を確認してください。事業所間で確認を行った上でも、重複する内容が特定できない場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。

※ 重複請求の原因は、請求情報を作成する際の入力誤りが多いものと考えられますので、請求事務を行うにあたっては、入力誤りがないよう十分にご確認の上、行っていただきますようお願いいたします。

10 居宅介護等の算定について①

計画時間と所要時間について

- 居宅介護の算定において、「所要時間30分未満で算定を行う場合」の所要時間は20分程度以上とする必要があります。また、所要時間は、以下のようにサービスの種類や時間によって変わりますのでご注意ください。

◆居宅介護等（家事援助を除く）の計画時間と所要時間（例）

- ◎ 30分の計画 ⇒ 所要時間20分程度以上
- ◎ 1時間の計画 ⇒ 所要時間50分程度以上
- ◎ 1時間30分の計画 ⇒ 所要時間1時間20分程度以上
- ◎ 3時間の計画 ⇒ 所要時間2時間50分程度以上

〔重度訪問介護の最初の1時間の場合は、所要時間40分〕

◆居宅介護（家事援助）の計画時間と所要時間（例）

- ◎ 30分の計画 ⇒ 所要時間20分程度以上（最初の30分）
- ◎ 45分の計画 ⇒ 所要時間40分程度以上
- ◎ 1時間の計画 ⇒ 所要時間55分程度以上
- ◎ 1時間30分の計画 ⇒ 所要時間1時間25分程度以上

〔家事援助の計画時間の単位は、最初の30分以上は15分単位（所要時間10分程度以上）となるため、他のサービスと所要時間が異なる場合があります。〕

※ 訪問系サービスに係る詳細な算定方法等については、札幌市ホームページに掲載の「介護給付費（訪問系サービス）・移動支援費の算定について」をご参照ください。

【札幌市ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html>

検索



11 居宅介護等の算定について②

請求時の留意事項について

- 国保連の請求ソフト（簡易入力システム）で請求情報を作成する場合に、下記の例のようにサービス提供時間を入力している場合は、「算定時間」が繰り上げられて計算されるため、手入力による修正が必要です。

<簡易入力システムを使用した請求情報画面のイメージ（例）>

障害福祉サービス 電子請求受付システム（簡易入力） - 同行援護サービス提供実績記録入力

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

同行援護サービス提供実績記録票 基本情報入力内容確認

提供年月 平成 30 年 4 月分 事業所名 さっぽろ
受給者証番号 1111111111 ? 札幌 障害児氏名 市町村名 札幌
契約支給量 同行援護 30時間/月

実績情報						合計			
No.	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	内訳(適用単価別)			算定時間数計
	日	回			初任者等	100%	90%	70%	
	サービス提供時間 開始時間 終了時間	提供分数	派遣人数	前月からの 継続サービス	初回 加算	緊急時 対応加算			
		分	1人						1
	備考								

入力切替
明細直接入力ON

選択	No.	提供通番	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間 開始時間 終了時間	提供分数	算定時間	派遣人数	前月継続 サービス	初回 加算	緊急時 対応加算	備考
▶	1	1	01日(日)	1	同行		初任者等	10:00 10:40	40	1.0	1				

同行援護の請求について、上記の例では、サービス提供時間が40分にも関わらず、算定時間数が1時間として作成されているため、手入力により「算定時間」が「0.5」になるよう修正する必要がある（同行援護で1時間の報酬算定を行うには、50分程度以上のサービス提供を行う必要がある）。

12 過誤申立について【**通常過誤**】

過誤申立(**通常過誤**)とは

- 既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合は、請求先の各区役所に過誤申立（請求取消）の依頼を行い、過誤の確定後に国保連へ再請求を行います。

主な流れについて

- ① 請求内容に誤りがあった場合は、誤りが判明した月の末日までに「障害者自立支援給付費等過誤申立依頼書」を提出します。
- ② 依頼書の受付をした翌月上旬に、札幌市から国保連へ当該過誤情報を提出します。国保連で審査を行い、エラーがなければ過誤が確定します。
- ③ 過誤の確定後、依頼書提出の翌々月第1週に国保連から過誤決定通知書が送付されます。必ず決定通知書を確認の上、国保連へ正当な金額で再請求してください。
※ 過誤が確定していない状態で再請求を行った場合は、重複請求のため返戻となります。

留意事項について

- 過誤の確定後は、依頼書提出の翌月に行っている通常の請求分の金額から過誤対象額が相殺されることとなります。
- 過誤申立は、サービス種類ごとではなく請求明細書ごとに行われますので、同一事業所番号で複数のサービス提供をしている場合、誤りがないサービスも含んで過誤処理が行われます。

13 過誤申立について【**同月過誤**】

過誤申立(**同月過誤**)とは

- 既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合で、かつ、事業所に対する指導・監査等の結果、大量件数の過誤申立が必要となり、通常過誤では事業所の経営上著しく支障をきたす等の場合は、札幌市障がい福祉課に過誤申立（請求取消）の依頼を行い、過誤処理と国保連への再請求を同月に行います。
- ※ 同月過誤の実施にあたっては、札幌市障がい福祉課が必要性を個別に判断しますので、同月過誤を希望する場合は、障がい福祉課まで事前にご相談ください。

主な流れについて

- ① 同月過誤による申立を行う場合は、過誤対象額や再請求額（正しい金額）を事前に把握した上で、障がい福祉課にご相談ください。
- ② 再請求を行う月の前月25日までに、「障害者自立支援給付費等過誤申立依頼書(同月過誤用)」、「同月過誤対象者一覧表」を提出します。
- ③ 同月過誤の処理を行う同月に必ず過誤対象分の再請求を行うようお願いいたします。
※ 再請求がない場合は、同月過誤の処理を取り下げする場合があります。

留意事項について

- 過誤処理と再請求を同月に行うため、再請求が返戻となった場合、過誤申立てによる減額のみが発生します。再請求時には、エラー等が発生しないようご注意ください。
- 過誤処理の結果、過誤対象額が当月請求額を上回り、マイナスになった場合には当該月の過誤処理を取り下げする場合があります。その場合は、別途札幌市障がい福祉課からご連絡します。

14 その他留意事項について

上限額管理事務について

- 上限額管理事務を行う場合は、管理を開始する月の25日までに「[利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書](#)」を各区役所に提出してください。提出が遅れた場合は、自事業所のほか、関係事業所への支払ができない場合があります。
- 過誤を行った場合でも、利用者負担上限額管理結果票は取り下げされません。結果票を修正する場合は簡易入力システム（請求ソフト）で「情報作成区分」を「修正」として請求情報を作成し、請求を行ってください。

<上限額管理事務の概要>

同一月において複数の事業所（事業所番号が異なるものに限る。月の途中で利用するサービス事業所を変更した場合を含む。）からサービスを利用する者に対して、上限月額を超えないよう調整を行う事務（負担上限月額0円の利用者は不要）

※ 具体的な上限額管理の方法や事務の流れ等については、札幌市ホームページに掲載している「[介護給付費等に係る請求事務の手引き](#)」をご確認ください。

【札幌市ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html>

検索



利用者の転居について

- 転居先の区が援護を開始するのは、原則、事実発生の翌月1日（事実発生が1日の場合は当月）からとなります。
- 利用者が区役所で住所変更の手続きを行ったのち、新しい受給者証を発行していますので、最新の受給者証を確認してください。それでも援護区が不明な場合は、各区役所にご確認ください。

15 報酬基準等について

障害福祉サービス等の報酬算定について、国では算定基準として報酬告示や報酬告示に基づく関係告示を定めています。そのほか、報酬告示の詳細を示した留意事項通知やQ & Aが発出されております。報酬算定にあたっては、これらの基準省令等をご確認の上、適切な請求事務に努めていただきますようお願いいたします。

1 報酬告示

障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

2 留意事項通知

障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

3 国Q&A

厚生労働省ホームページから報酬算定等に関する過去のQ & Aが確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/qa.html

検索



4 札幌市ホームページについて

札幌市や厚生労働省の通知などを札幌市ホームページに掲載しております。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/title2/tuuti.html>

検索

